

民間資金等活用事業推進委員会  
第37回 計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会 第37回計画部会

日 時：令和7年3月12日（水）16:00～18:06

場 所：中央合同庁舎第8号5階共用C会議室（オンライン併用）

出席者：

**【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】**

山口部会長、大橋部会長代理、難波委員、浅川専門委員、朝日専門委員、上田専門委員、高橋専門委員、望月専門委員

**【内閣府】**

野村政策統括官（社会経済システム担当）

民間資金等活用事業推進室

笠尾室長（大臣官房審議官）、大塚参事官、原企画官、鈴木企画官、村中参事官  
補佐

- 議 事：（1）PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)のフォローアップについて  
（2）PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての論点等(令和7年)について  
（3）各種ガイドライン改正の方向性について

○大塚参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第37回計画部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日進行を務めます、PFI推進室参事官の大塚と申します。どうぞよろしくお願い致します。

開会に当たりまして、政策統括官（経済社会システム担当）の野村より御挨拶申し上げます。

○野村政策統括官（経済社会システム担当）担当の政策統括官の野村でございます。

本日は、山口部会長をはじめまして、お忙しい中御出席賜りまして、大変ありがとうございます。

今回の部会は、昨年9月の専門委員の改選以来、初めての開催ということでございますが、昨年度から引き続きの委員・専門委員の先生方におかれましては、昨年のアクションプランの改定で、大変闊達に御議論いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議以降は令和7年度のアクションプラン等の改定に向けた御議論をいただくということでございます。

先立っての八潮市の事故や、社会インフラをどのようにして維持していくのか、改めて強く痛感する事件が起こって、社会的にも非常に関心が寄せられている状況かと思えます。

私どもは経済財政政策を担っている部局なのでありますが、物価が上がるなど経済全体が変わってきておりますが、ずっとデフレで慣れてきてしまっているところがあるので、物価が上がっていく仕様になっていない仕組みがすごく多いと感じており、そういうところもしっかりと議論していかないと、いろいろなところにしわが寄ってしまうのではないかと非常に懸念しております。

そういう意味で、令和7年度のアクションプランの改定作業は、例年にも増して非常に課題が多い局面かなと思ってございまして、事務局としても一生懸命に努めてまいりたいと思っておりますが、ぜひ現場に通じていらっしゃる先生方によりしく御指導を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○大塚参事官 ありがとうございます。

野村統括官は、所用のため、こちらで退席させていただきます。

○野村政策統括官（経済社会システム担当） ありがとうございます。

大変申し訳ありませんが、よろしくお願い致します。

（野村政策統括官（経済社会システム担当）退室）

○大塚参事官 ここで、少し事務的な話ですが、マイクの使い方についてお知らせでございます。

御発言前後のマイクにつきましては、オン・オフをお願いしたいと思います。

この会議室は、マイクが1台しかつながらないため、皆様、御発言の前後にはマイクのオン・オフをしっかりとしていただければと思います。

あと、マイクの持ち方なのですが、マイクの上下の黒いところが電波を発信するところ  
で、ここを押さえてしまうとマイクがつかなくなりますので、その点も御注意いただ  
ければと思います。

マイクの使い方については、以上です。

では、出欠の状況ですが、本日は、構成員8名全員の委員・専門委員の皆様にご出席  
いただいております。

民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数を満たしておりますので、  
部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、今回より、新たに浅川様、上田様、望月様の3人の専門委員にご出席いただ  
いております。

浅川委員、上田委員、望月委員、一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○浅川専門委員 皆様、初めまして。三井住友トラスト基礎研究所の浅川と申します。

現在、インフラ投資及びPPP関係の調査及びコンサルティングを行っております。

微力ながら、実りある議論のために貢献してまいりたいと思いますので、どうぞよろし  
くお願いいたします。

○上田専門委員 株式会社日本政策投資銀行におります、上田と申します。

今回より、どうぞよろしくお願いいたします。

○望月専門委員 株式会社日本経済研究所公共デザイン本部の望月と申します。

PPP/PFIは、冒頭の御挨拶にもありましたように、いろいろと課題が多い局面だとい  
うお話がありましたが、微力ながら、そういったところで何かしらお役に立てればと思  
っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚参事官 皆様、ありがとうございました。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、資料1～3の3点。

参考資料につきましては、1～4の4点を配付してございます。

オンライン参加の朝日委員にも、事前にメールにて送付してございますが、不足等がご  
ざいましたら、お声がけいただければと思います。

また、今回は、対面参加とウェブ参加を併用しております。会議室での御参加の皆様も、  
オンラインで御参加の朝日委員も、御発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますよ  
う、お願いいたします。

なお、今回も、マスコミの皆様に対しまして、全ての時間帯、公開で傍聴いただけるよ  
うにしております。傍聴されている方からの御意見、御質問につきましては、会議終了  
後、事務局まで御連絡いただきたいと思います。

それでは、今後の議事につきましては、山口部会長に進めていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○山口部会長 計画部会部会長を仰せつかっております、青山学院大学の山口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事（１）及び議事（２）について、事務局から御説明をお願ひいたします。

○鈴木企画官 内閣府企画官の鈴木です。

それでは、資料１にて「PPP/PFI推進アクションプラン（令和６年改定版）フォローアップ」について御説明いたします。

１ページに記載のように「Ⅰ．主要指標」、 「Ⅱ．令和６年度の主な取組・重点分野の進捗状況」につきまして御説明いたします。

まず「主要指標」について、順に説明いたします。

３ページを御覧ください。

「令和５年度PPP/PFI事業規模実績」は、４．５兆円でした。

そのうち、１，０００億円以上の大規模事業の契約件数が３件で計約１．７兆円ありまして、事業規模を押し上げる要因となっております。

４ページを御覧ください。

令和５年度に実施方針を公表したPFI事業数は６９件、平成１１年度から令和５年度までの累計、つまり、PFI法制定から２５年で１，０７１件となりました。

５ページを御覧ください。

この図では、公共施設等運営権方式における運営権対価を含んでおりませんが、令和５年度のPFI事業の契約金額については５，８１３億円、平成１１年度から令和５年度までの累計は、９兆２，５２８億円となっております。

６ページを御覧ください。

令和５年度に実施方針を公表したPFI事業のうち、公共施設等運営権方式の事業数は１１件、平成１１年度から令和５年度までの実施方針を公表した累計のPFI事業のうち、公共施設等運営権方式の事業数は５９件となりました。

７ページにおきましては、その内訳を示してございます。

８ページを御覧ください。

地方公共団体が実施するPFI事業は、令和４年度末と令和５年度末の比較で、件数は８５０件から９０３件に増加、実施団体は、３９９団体から４１８団体となっており、件数、実施団体数どちらも１年間で着実に増加しております。

９ページを御覧ください。

次に、平成２５年度末と令和５年度末の１０年間の比較で、件数は３７５件から９０３件に増加、実施団体は、２１５団体から４１８団体となっておりまして、件数、実施団体数どちらも１０年間で着実に増加しています。

また、人口が少ない市区町村ほど、未実施団体が増える傾向となっております。

10ページを御覧ください。

人口が10万人未満の市区町村を、さらに人口が5万人以上10万人未満、1万人以上5万人未満、1万人未満の3つに分類しております。

人口が少ない市区町村ほど、PFI事業未実施の団体の割合が高く、特に人口1万人未満の市町村については、未実施の団体の割合が9割を超えております。

11ページを御覧ください。

PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けましては、地域企業の参画と連携は重要な論点でございます。

令和5年度に契約締結されました地方部の自治体が発注主体で、公共施設等運営権方式を除くPFI49事業のうち、地域企業が参加している事業は47件で96%、地域企業が代表企業として参画している事業は24件で、49%でありまして、地域企業の参画は一定程度進んでいる状況でございます。

12ページを御覧ください。

「全国のPPP/PFI地域プラットフォーム」の状況ですが、協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームを含めると、全国で53の地域プラットフォームの設置を確認しております。

なお、内閣府及び国交省は、地域プラットフォームの代表者と協定を結びまして、活動を支援してございます。

13ページを御覧ください。

アクションプランにおきまして、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしてございます。

令和7年2月末現在で、設置済みが43都府県、未設置が4道県でございまして、地域プラットフォームの設置率は91.5%です。

なお、令和6年度は、福島県、埼玉県、長野県、奈良県、島根県の5つの県で地域プラットフォームが新たに設置されています。

未設置のところにつきましては、内閣府として、引き続き、設置していただけるよう、働きかけや支援をしまいたいと考えております。

14ページを御覧ください。

内閣府及び国土交通省が、地域プラットフォームの代表者と協定を結んで活動を支援している協定プラットフォームにつきましては、現在36団体ございますが、そのうち、令和5年度実績で35団体、97.2%が講習会や官民対応の取組を実施しております。

21団体、58.3%が、官民対話等の具体の案件形成に関する取組を実施しております。

一方で、継続的・安定的に官民対話を実施できていない団体もあることから、地域プラットフォームを効果的に運用して、具体の案件形成につなげるために「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定して公表するとともに、令和7年度から「地域プラットフォームの形成・運営支援」を創設しまして、地域プラットフォーム設置後の

課題解決に向けた伴走支援を実施する予定でございます。

15ページを御覧ください。

「優先的検討規程の策定・運用状況」を示してございます。

まず、令和5年度現在での策定状況についてですが、人口20万人以上の団体は80.4%の策定率です。

人口10万人以上20万人未満の団体については、56.1%にとどまっております。

次に、運用状況ですが、アクションプランにおいて、規程に基づく検討を実施した団体数を令和6年度までに334団体とする目標を掲げておりまして、令和5年度末で204団体が検討を実施しております。

運用の実態を把握するために、未運用の団体に対して運用の課題をヒアリングしましたところ、自治体、庁内での規程の認知度が低い、あるいは規程運用担当課の関与が低いといった課題が見いだされました。

引き続き、規程未策定の団体に対しましては、課題を踏まえまして、個別対話を通じて規程の策定を要請してまいります。

16ページを御覧ください。

内閣府のPPP/PFI専門家派遣制度につきましては、平成23年度の制度運用開始以降、令和7年2月末現在で延べ585件の専門家派遣を実施しております。

令和6年度につきましては、申込件数を含めまして109件実施しています。

また、令和3年度以降は、相談件数が急増しておりまして、PPP/PFIに対するニーズの高まりがうかがえるところでございます。

17ページを御覧ください。

内閣府の民間資金等活用事業調査費補助事業につきましては、最近、応募数が増減を繰り返しておりますが、予算上、支援が可能な団体数を超過しておりまして、極力PPP/PFI事業の実施につながりそうな案件に絞り込んで支援せざるを得ない状況でございまして、採択率としても上下する状況にあります。

○原企画官 企画官をやっております、原と申します。

続きまして「令和6年度の主な取組」について、簡単に御報告させていただきます。

19ページを御覧ください。

こちらにつきましては、昨年、令和6年改定のPPP/PFI推進アクションプランの4つの主要事項を示させていただいております。

これらに沿いまして、令和6年度の主な取組について報告させていただきます。

20ページを御覧ください。

1点目の「分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進」についてでございますが、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進するため、事業推進部会での御審議、御意見も踏まえて、手引を策定し、3月10日に公表しております。

今後、地方公共団体へ先行事例や事業化までのポイント等の横展開を図り、地方公共団体の担当者が分野横断型、または広域型のPPP/PFIの事業を推進する契機とすることを目的としております。

21ページを御覧ください。

昨年6月には、2点目の民間企業が適正な利益を得られる環境の構築の一環といたしまして、主に物価変動への適正な対応に関して、プロセスガイドライン、契約ガイドライン、契約の基本的考え方、標準契約を改正し、その後、事務連絡を令和6年7月に発出しております。

22ページを御覧ください。

3点目の重点分野における5年件数目標、事業件数10年ターゲットの進捗状況でございます。

5年件数目標に対する各分野の令和6年度末、3年目までの進捗は全体で104%。

10年ターゲットに対する各分野の令和6年度までの進捗は、全体で32%と、順調に件数の積み上げがなされているところでございます。

23ページを御覧ください。

こちらは、令和6年度における重点分野における主な取組を日本地図にプロットしております。

全国各地におきまして、様々な事業が進められているところでございます。

24ページを御覧ください。

こちらは「アクションプラン重点分野における令和7年度予算案」を記載しております。各省、このように要求させていただいたところでございます。

25ページを御覧ください。

4点目の「PPP/PFIによる地方創生の推進」についてでございますが、ローカルPFIの形成促進のうち、空き家等の有効利用により、地域課題を解決するスモールコンセッションの推進を国土交通省と内閣府において連携して行っているところでございます。

産官学金等の多様な主体が参加・連携するスモールコンセッションプラットフォームを昨年12月に設立したところでございまして、機運醸成に資するイベント開催、先進事例等の調査・研究、案件形成支援等をしているところでございます。

26ページを御覧ください。

こちらは、令和4年末のPFI法改正を契機とし、自治体等における官民連携の支援を目的としまして組織改編を行い、昨年5月に、PFI推進機構に官民連携支援センターを設置しております。

左上の緑枠に記載しているとおり、このような活動を積極的に行い、右の赤枠で囲っておりますが、このような実績を積み上げているところでございます。

27ページを御覧ください。

こちらは、先ほどの4つの主要事項以外の話でございますが、アクションプランに基づ

き、内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設し、昨年6月にですが、第1回表彰状の授与式を開催したところでございます。

この表彰制度の目的といたしましては、PPP/PFI事業の先導的な優良事例を表彰し、その推進の機運醸成を図ることでございます。

28ページを御覧ください。

こちらが第1回表彰式の概要でございますが、第1回表彰におきましては、部門が2つございまして、地方公共団体の人口規模が20万人以上の部門につきましては21件、20万人未満の部門においては42件、計63件の応募をいただいたところでございます。

応募案件につきまして、選考委員会による審査・選考を経まして、資料中央に表を置いておりますが、この10件を受賞事業として内閣府で決定いたしまして、大臣から記者会見で発表し、表彰式も行ったところでございます。

この表彰式を受賞事業を参考に、各地域におけるPPP/PFI活用が拡大されることが重要でございまして、そのため、各受賞事業の概要とその評価の視点を整理し、併せて公表しております。

表彰式での受賞事業についての発表、説明の様子公表、セミナー等での事例紹介など、広報に力を入れるとともに、受賞された自治体、事業者様におかれましても、実際に視察の受入れなど、対応を行っていただいたところでございます。

最後に、29ページですが、先ほどの表彰に関しまして、大臣の記者会見、あるいは各地域での積極的な情報発信の結果、このような媒体で取り上げられたところでございます。

簡単ではございますが「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）フォローアップ」についての御説明となります。

引き続きまして、資料2にて「PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての論点等」について御説明させていただきます。

委員・専門委員の先生方におかれましては、今回、事務局で検討しているものを提示させていただきますが、様々な観点から御意見、御助言をいただければと存じます。

2ページを御覧ください。

1点目「地方創生2.0の推進や経済社会動向の変化を踏まえた取組の検討」についてでございます。

政府におきましては、昨年12月24日に取りまとめられました「地方創生2.0の『基本的な考え方』」に基づき、地方創生の新たな取組を進めていくこととしております。

「地方創生2.0の『基本的な考え方』」の概要につきましては、4ページ、5ページを御覧ください。

PPP/PFIにおいて、これまで以上に地方創生に寄与していくために、どのような取組を検討していくべきか、御意見、御助言をいただければ幸いです。

また、昨今の経済社会動向の変化を踏まえ、新たにどのような取組を検討していくべきかという点につきましても、御意見、御助言をいただければ幸いです。

PPP/PFIの推進に当たっては、地方公共団体や民間事業者のPPP/PFIに対する課題や要望等も踏まえて、対応策を検討していく必要があると考えているところでございます。

地方公共団体や民間事業者へのヒアリングやアンケート調査結果につきまして、6ページ、7ページにまとめております。

6ページ、7ページの左側が、当室が実施したアンケート、ヒアリングの調査結果でございまして、右側は、日本政策投資銀行様が実施しているアンケート調査結果を取りまとめているものでございます。

これらのアンケートやヒアリング調査結果を踏まえ、2ページに戻っていただければと思いますが、2番「PPP/PFIにおける手続や制度面の改善の検討」について、御説明させていただきます。

まずは「PPP/PFIに係る手続の効率化」についてでございます。

アンケートやヒアリングを通じまして、PPP/PFI導入検討期間の長さや一連の手続の負担感から、PPP/PFIへの参画を敬遠しているとの声も聞かれたところでございます。

その対応策といたしまして、PPP/PFIの導入の検討手続の効率化や、検討開始から事業契約締結までの検討時間短縮化等について検討していくべきではないかと考えているところでございます。

続いて「地域プラットフォームの取組強化」についてでございます。

地域プラットフォームは、産官学金等の連携を図る上で必須の舞台ではございますが、先ほど資料1においても説明させていただきましたが、地域によって活動内容に差があることから、全体的な底上げについて検討していくべきではないかと考えているところでございます。

続きまして「優先的検討規程の改定」についてでございます。

PPP/PFIの多様な効果の普及展開や、分野横断型・広域型のPPP/PFI導入を促進していくため、地方公共団体が策定している優先的検討規程にこれらを盛り込んでいくことも必要ではないかと考えているところでございます。

こういった今提示させていただいた取組の方向性等について、御意見、御助言をいただければ幸いです。

3ページに移っていただき、3番「PPP/PFIの具体的な取組の推進の検討」についてでございます。

まずは「分野横断型PPP/PFIの推進及び広域型PPP/PFIの推進」についてでございます。

9ページの右下に円グラフを載せておりますが、ここに示しているとおおり、現状、PFI事業の8割以上は単独市町村、かつ、単独分野型となっているところでございます。

先ほど資料1においても説明させていただきましたとおおり、複数分野の施設、インフラの統合化を行い、より効率的な整備、管理を行う分野横断型PPP/PFI。

自治体職員が少ないこと等を踏まえた、小規模自治体の支援にもつながる広域型PPP/PFIを促進していくため、手引を公表しております。

今後、説明会を開催するなど、この手引の周知等を実施していく予定としておりますが、さらにどういった支援策を検討していくべきか、御意見、御助言をいただければ幸いです。

続きまして「PPP/PFIの更なる活用拡大」についてでございます。

ここに例示させていただいているウォーターPPP、スモールコンセッション、スタジアム・アリーナ等につきましては、昨年のアクションプランにも記載されておりますとおり、現在、関係省庁で連携して取組を推進しているところでございます。

これらの取組をさらに推進していくために、どのようなことを検討していくべきか、御意見、御助言をいただければ幸いです。

また、昨今のインフラの老朽度合い等を踏まえ、重点分野への追加、見直し等について検討していく必要があるかどうか、御意見、御助言等をいただければ幸いです。

続きまして「PPP/PFIにおけるデジタルや新技術の導入の促進」についてでございます。

政府においては、デジタルや新技術の徹底的な活用を念頭に、取組を進めていくこととしております。

PPP/PFIにおきましても、デジタルや新技術を最大限に導入・活用するため、どのような取組を検討していくべきか、御意見、御助言をいただければ幸いです。

続きまして「フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携事業等の推進」についてでございます。

まず、フェーズフリーについて、簡単に御説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

フェーズフリーとは、日常を豊かにするものが、非常時にも役立つようにデザインするという防災にまつわる新しい考え方のことでございます。

近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害等に対応する非常時の備えを目的とした従来の取組に加え、日常時を起点に防災を捉え、いつの間にか防災に対する備えができていく社会を志向するフェーズフリーという考え方の重要性が増してきているところでございます。

フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設の整備事例について、2つほど紹介させていただきます。

1つ目は、徳島県鳴門市の道の駅くるくるなるとでございます。

施設概要等は、左側に示しているとおりでございますが、日常時は、地域特産物がテーマのマルシェや屋上の遊び場等で恒常的なにぎわい創出と鳴門の魅力発信、認知度等の向上に貢献しているところでございます。

非常時におきましては、マルシェからの備蓄資料を供給するほか、屋上を津波からの避難場所として提供するなど、防災拠点としての役割を発揮しているところでございます。

2つ目は、愛媛県今治市の今治市クリーンセンター（バリクリーン）でございます。

施設概要は、右側のとおりでございますが、日常時は、ごみ処理のほか、地域住民がス

ポーツに利用できる大空間等を設け、市・運営会社・NPOが連携し、イベント等によりにぎわい創出、防災啓発を実施しているところがございます。

非常時におきましては、ごみ焼却による発電や非常用電源による電力供給、大空間を利用した避難所提供、市・運営会社・NPO・地域の連携による避難所運営等、防災拠点としての役割を發揮しております。

このように、フェーズフリーは、日常時を起点に、非常時にも役立つものをデザインしていくため、民間の創意工夫の活用が必要不可欠であると考えられるところがございます。

このようなフェーズフリーの視点を取り入れたPPP/PFIを推進していくため、どのような取組を検討していくべきか、御意見、御助言をいただければ幸いです。

3ページに戻っていただきまして、最後に「物価上昇への対応」についてでございます。

昨年、物価上昇への対応として、ガイドラインの改正や既存契約の変更等に関する通知・事務連絡の発出を行ったところがございますが、現在も建築費等の高騰が続いているところがございます。

後ほど、資料3により、さらなる物価変動対応に係るガイドラインの改正等について御説明いたしますが、その他、さらにどのような取組を検討していくべきか、御意見、御助言をいただければ幸いです。

以上のとおり「PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての論点等」について御説明させていただきましたが、PPP/PFIの施策がより国民、民間事業者、地方公共団体等の実情や要望に沿ったものになっていくよう、検討を進めていきたいと考えておりますので、委員・専門委員の先生方におかれましては、資料1、資料2をもって、様々な観点から忌憚のない御意見、御助言をいただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の御説明に関し、御意見、御質問等がある方は、挙手または挙手ボタンをお願いいたします。

なお、議事(2)につきましては、アクションプラン改定の方針に係る内容ですので、ぜひ委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。

では、いかがでしょうか。

浅川委員、お願いします。

○浅川専門委員 浅川です。

まず、フォローアップについて、確認させてください。

3ページ目の「類型Ⅰ 公共施設等運営事業」の進捗は、一見、遅いように見えるのですが、これは、PFIの事業件数を計算するときは、実施方針の公表のタイミングで加算されていて、こちらの事業規模を計算されるときは、契約締結した年でカウントされているため、例えば国立競技場とか、富山市の総合体育館といった大型のコンセッションが計上されていないからかと思います。

その辺りを確認させていただきたいのと、仮にこの2事業を加算する場合、幾らぐらいになるのか、数字の概算をお持ちでしたら、お願いしたいと思います。

○原企画官 原でございます。

おっしゃるとおり、事業契約したタイミングで計上しておりますので、そういうやり方でやっております。

富山については、今、具体的な数字は持ち合わせておりませんので、また分かり次第。

○浅川専門委員 分かりました。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、私からよろしいですか。

資料2なのですが、2ページからなのですが、まず、2番目の「PPP/PFIにおける手続や制度面の改善の検討」ということで「PPP/PFIに係る手続の効率化」は非常に重要だと思います。

特に未経験の自治体が、手続が非常に大変だということになると、なかなかPPP/PFIに取り組むことができないところがありますので、そういった自治体が検討をしやすいうちに、効率化を進めていく必要があります。

一方で、PPP/PFIに積極的に取り組んでいる自治体、例えば私が委員を務めている横浜市などですと、非常に社会課題が多くなっていく中で、同時にPPP/PFIで検討しなくてはいけない案件がかなり出てきている。

そうした場合に、それを従来どおり、同じ手続でやっていくと、非常に負担が重いということで、横浜市さんの場合は、要はPFIの委員会でも、全てのPFIの事業の検討を進めると。

私はその委員に入っているのですが、同時に幾つも検討をやると、委員会の数だけすごく増えてしまうところがあるので、ある程度同時に検討するに当たって、要は、手続を簡素にできるものはしていきたいということで、その整理を少し進めているところがあります。

横浜市さんなどはそうなのですが、同時に複数の案件をやっている中で、効率化について具体的に検討を進めているようなところからヒアリングをしていただいて、具体的にどういった形で進めているのか、特に事業スキームとしてシンプルなものについては、かなり効率化していきましようという方向性は一応出ていますので、そういったところも少しヒアリングしていきながら、どのような効率化が可能なのか、整理していただくといいのかなと思います。

ただ、一方で、効率化ばかりに着目すると、本来、十分な検討が必要なものについて、検討がないがしろになってしまうリスクがありますので、そこはきちんと勘案した上で、効率化できるところはしていく。そのために、どういった方策があり得るのかというところで、そういった先進事例などを少し参照していただくとよろしいのかなと思います。これが1点目です。

2点目が「地域プラットフォームの取組強化」ということで、先ほどの資料1でも、地

地域プラットフォームの形成が進んでいる中で、実際の案件形成につながっているものが約6割ありますと。

ただ、一方で、直近3か年連続で継続的・安定的に官民対話を実施した団体が13団体にとどまっているということで、つくって、1個検討したけれども、そこから開店休業の状況になっているところもあろうかと思えます。

そうすると、取組強化を進めていくといった場合には、実際に効果的に機能している地域プラットフォームのベストプラクティスというか、そういったものを横展開していくところが必要だと思えますので、実際にその地域プラットフォームがどういった活動を行っているのか、ある程度アンケートとか調査をしていただいた上で、特に積極的に取組を行っているところを少し整理していただいて、そういったものを事例という形で提示していただくことがひとつ必要なということと、もう一つ、専門家派遣がありましたね。

専門家派遣は、どちらかといえば、これまでは個別の案件形成に関して専門家を派遣するということがあったと思うのですが、地域プラットフォームで先進的な取組を行っているところがあれば、そこで地域プラットフォームの運営に携わっている人、要は、その人を専門家として派遣していただくことで、実際にアドバイスをいただきながら、もう少し地域プラットフォームの実効性を高めることができるのではないかと思います。

3点目が「PPP/PFIの更なる活用拡大」ということで、ウォーターPPPなのですが、ウォーターPPPの場合は、施設の運転管理と、今問題になっている管路の更新を一体的にやろうというのが基本的なコンセプトだろうと思えます。

ただ、実際によく話を聞いたりするのは、施設の運転管理と、実際の管路の更新工事を行う事業者が全然違うと。

そうすると、ウォーターPPPであっても、形だけになってしまって、実質的な効果が得られるようなスキームになりにくいところもあって、なかなか進まないのかなというところもあります。

一方で、もう一つあるのが、管路の耐震化、更新に当たって、十分な現状調査が進んでいないところがあります。

そうすると、まず、ウォーターPPPの場合は、更新実施型と更新支援型がありますが、最初は更新支援型を取らざるを得ないと思っています。

そういった中で、現状調査を基に劣化診断等を行って、そういう情報を基に緊急度判定を行って、その上で、実際の予算措置は当然自治体が決めて、どれぐらいの規模、ペースで更新・改築をやっていくのか。当然、重要度に基づく優先順位づけも自治体が行わなければいけないことになりますので、まずは、自治体が重要度に基づく優先順位づけを行って、更新計画を立てられるように、現状調査と緊急度判定をまずきちんと民間事業者のノウハウを活用して実施していく。

要は、そういった管路の更新支援と施設の運転管理をパッケージングするのが最初としては一番やりやすいのかなと思えます。ウォーターPPPには、段階があると思うので、ど

ういった形でウォーターPPPをやっていけばいいのかというところを具体的に示さないと、とにかく施設の運転管理と管路の改築・更新をワンセットでやってくださいと言っても、どういう形で取り組んだらいいのか、なかなか見えないので、進まないところがありますので、そこをもう少し分かりやすく、クリアにしていってほしいのではないかと思います。

差し当たりは以上となります。

もうお二方御意見を伺った上で、事務局から回答いただきたいと思いますが、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 高橋でございます。

幾つか、今の部会長の意見とかぶるところもあるのですが、民間企業からのいろいろな要望だったり、意見を聞いていたり、あるいは自治体さんの要望、意見などを聞いていると、規模が小さい自治体さんも、特に水関係などはそうですが、市町村が多くは事業主体なので、実際のところ、そんなところまでとてもではないけれども考えられないと。問題が深い、困っている人ほど、困っているところほど、マンパワーもないところです。

ただ、非常に難しい問題なので、簡素化する、簡易化するのとは違うのかなと思っていて、これは広域化という方向性が一つ大きな解になるのかなと。

広域化をしていくということは、実は民間企業にとっても大きな仕事になっていくことが先に見えていけば、最初の難しいものにも取り組んでいくというインセンティブが働いていくことがあるので、そういう事業の出し方の戦略みたいなところを広域化の中で考えていくことが大事なのではないかと。

その上で、例えばこれは内閣府さんがやるのがいいのかは分かりませんが、空港のコンセッションなどは、もともと国が所管している事業だったのです。自分たちの事業なので、この先、こんなものをやるぞというのを見せやすかったこともあって、福岡があるよ、北海道があるよということを見せながらやっていくと、民間企業さんも、その先のマーケットの広がり、単発で終わらないことが分かっているので、初期の案件にも積極的に投資して、次の案件を取りにいこうとなっていくし、アドバイザーサイドも、幾つもある案件があるので、デューデリジェンスとか、そういうことに関しても積極的にやっていって、次の案件で、私たちはすごく役に立っていますよということをやっていくことができたのですが、単位が小さな自治体が単発で出している案件は、そういうものが全然見えないので、皆さんなかなか取り組みづらいところがあります。

水道などだと、広域化していきながら、その広域化の先には、民間にかなり任せていくようなビジネスが待っていますよということが割とはっきりと言えるような出し方はどうやるのだろうというところは、あってもいいのかなと。

空港の場合、ある意味国が事業を持っていた。

だから、逆に言うと、水道の場合とか水の場合だと、まず、県が広域化で事業を広く持ちましょうと。国が空港を出していたみたいなのに、県がそこからこういうことをやっていき

まずよとロードマップを描いて、そこで強い地元企業が水道の運営を担っていく、地元の雇用を生んでいくみたいな絵を描いた上で、広域化からスタートしていくみたいな戦略は、実は割と参考になるところがあるのではないかと考えていて、そういう過去にやっていたことの戦略的な動き方みたいなところの振り返りが、皆さん自治体の方にとってヒントになる。特に中核的な都市だったり、県だったりにとってヒントになるみたいな手がかりを提供するのもひとつありかなと思いました。

それから、水絡みは最近非常に注目されているし、ウオーターPPPもたくさん出てきているところなので、なおさら思うわけですが、これはまた内閣府さんが結節点になるのがいいのかななどと想像したりするのですが、上水・下水は国交省にまともりましたが、工水は経済産業省なのですが、実際に現場の施設を見てみると、意外と施設を共用していたりするので、そこの連携も一体的に考えたいのか、それとも、工水だけでやっていくのか、上工下水で一体化していくのかみたいな、連携みたいなところをうまくつないでいただくみたいなことも、ウオーターPPPがより効果的なものになるためには必要なのではないかなと思うので、その辺りがどう動いていくかということも大事な課題かなと。

あと、広域型のPFI/PPPの場合、まず、事業を大きくしてから民間に任せるとというのが一番理想的な順番なのですが、なかなかそうもいかないケースもあるかもしれない。

そうすると、小さく生んで大きく育てる方法はあるかということを考えて場合に、これは、私は結構繰り返して言っているような気もするのですが、ある自治体の案件を取っても、隣の自治体がもう一回公募になって、そこでちょうど過去の実績とかはあまり関係なく、別の事業者が取ってしまうみたいになると、結局、まだらにいろいろな業者がやっていってしまって、広域化になっていないみたいなことが起こる。

なので、何らかの形で、例えば県と組んだ事業者が、県内の広域的な事業を広げていけるような形は、広域化を考えた場合には、それが適切なのかと言われる議論はあり得るとは思いつつ、ただ、広域化を考えた場合に、公共側でまとまるのを待っていると、5年たっても、10年たってもまとまらないみたいなことが起こってしまう。

それであれば、民間のほうで営業してもらって、ほかの自治体にも広がっていくということで、しかも、それが案件として取れるようになっていくみたいな進み方は、何か工夫できないだろうかということは、自治体での広域化はなかなか進まないこともある中で、課題としてはそうだとこのところを考えると、そういうことも考えなければいけないのではないかなと思います。

最後に1点、物価上昇の関係なのですが、通知を出された後に、具体的にどれぐらいこれで契約変更した事例があるのかとかは、ポジティブなものであれば出せないかなとったりはします。

個別の案件で御相談をいただいたときに、過去の契約は、スライド条項は公共工事でも使ってきているので、一旦認めてしまうと、公共工事の契約も全部そうしろみたいな話になってしまって、とてもではないけれども、庁内で言えませんがみたいな話になって、それ

で引っかかってしまって、止まってしまうみたいなところもあると聞いています。

そういう庁内の説明のときに結構苦慮するケースがあるので、そういうときに、皆さん意外とこのようにやっていますよみたいなことをポジティブに伝えられるような事例があるなら、そういうものを積極的に発信して、過去の契約に関しても、変更はそんなに難しく考えずに、ニーズがあったらきちんと話し合っただけでやってください、皆さんやっていますよということを発信していくことも、もし可能ならしてもいいのではないかと思います。

以上です。

○山口部会長 朝日委員が挙手されているのですが、今、高橋委員から多岐にわたる御意見をいただきましたので、まず、高橋委員と私の発言について、何か事務局のほうで回答できるものがありましたら、お願いいたします。

○鈴木企画官 企画官の鈴木です。

山口部会長から地域プラットフォームの関係で御質問が2点ありましたので、お答えしたいと思います。

1つ目は、資料1の14ページになりますが、それぞれ地域プラットフォーム36団体と協定を結んで、活動していますが、継続的・安定的に案件形成をしている団体が少し少ないのではないかと御指摘ございまして、いろいろとしっかりと取り組んでいる団体の先進事例等を展開して、活性化していったらいいのではないかと御意見だったと思います。

こちらにつきましては、先ほども触れたのですが、資料1の14ページの下から3行目に、地域プラットフォームのマニュアルに関する記載がありまして、今回、2年ぶりぐらいの改定になるのですが、かなり先進的な団体も出てきましたので、今年度、ヒアリング等をして、先進的に取り組んでいる団体の工夫事例なども整理させていただきましたので、それを今年度中に何とか完成させて、公表して、周知していきたいと思っております。

そういう活動とか、いろいろと取組実績などを見て、取組がなかなか進んでいないようなところについては、ヒアリングをして、もう一つの令和7年度からの形成・運営支援に導いて、これは伴走支援ができますので、いろいろな形で内閣府も支援して、地域プラットフォームの強化というか、活性化をしっかりと図っていきたいと思っております。

それから、専門家派遣をしっかりと使って、レベルアップというお話がございまして、まさにそのとおりだと思います。

資料の16ページになりますが、自治体もそうなのですが、地域プラットフォームからも、かなりの数の派遣の要望がございまして、その中身もいろいろと多岐にわたるのです。

セミナー等で案件形成をするためのノウハウを身につけるとか、具体的な案件形成について相談に応じるというようなこともありますので、引き続き増えていますが、しっかりと使っていただけるように、我々も知見を持っている先生方をしっかりと選んで、使っていただけるように、引き続き考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○原企画官　まず、山口先生から言われた手続の効率化について、先進事例をというのは、まさに今からやっっていこうと考えておりますので、御意見を踏まえていろいろとヒアリングとかをやっっていけばと考えているところでございます。

あわせて、高橋先生が言われていたウオーターPPPの関連でございしますが、資料2の10ページに書かせていただいておりますが、水道、下水道、御指摘のような工水は、連携しながら進めていこうと考えているところなのですが、高橋先生のコメントですと、まだ弱いのかなというご意見かと思っておりますので、引き続き、この部分は連携しながら進めていければと考えているところでございます。

あと、細かいところにつきましては、国交省と相談しながら、どこまでできるかいろいろとやっっていけばと考えているところでございます。

あと、広域型につきましては、まさに先ほど御説明させていただいたように、今回、手引を公表しまして、まず、自治体には説明会とかをやっっていくところなのですが、いただいた民間事業者へどうやって広げていけるか、いろいろと検討していければと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上です。

○村中補佐　最後の物価の御質問について、お答えさせていただきます。

契約の変更状況ですが、ちょうど今年1月に、都道府県と政令市、合計67団体に、契約変更の状況や、ガイドライン等の改正状況をお伺いしておりまして、60団体から御回答をいただき、そのうち30団体から契約の変更をしましたという御回答はいただいたところです。ただそのほとんどが、もともと契約書に入っているスライド条項に基づいて契約金額を変更しましたというパターンの契約変更でした。そのため先ほどおっしゃったような文言の変更は行われていないのが現状です。

自治体側にもお話を聞くと、地方議会との関係で、例えば物価が上がったときには契約文言の変更要請あるけれども、物価が下がったときはあまりそういう話が出ないという議会のお声があったり、そもそも物価の変動があることを見込んで、こういう入札をしていただけますかという公告に対して入札していただいたので、後から契約変更できないという議会に対して、地方公共団体はなかなか説明が難しいという声もあつたりします。ただ既存契約の変更は、内閣府としても、今後の対応は要検討と思っているところでございます。

ありがとうございます。

○山口部会長　ありがとうございました。

それでは、リモートで御参加の朝日委員、お願いいたします。

○朝日専門委員　朝日です。オンラインで失礼いたします。

幾つかあるのですが、一つは、これまでの資料1の取組についての振り返りで思ったことなのですが、進捗が見られて、特に近年多くなっているということで、よかったなど。

あと、いろいろと濃淡はありますが、課題はあるけれども、全体的に上昇基調にあるも

のが多く、よかったなと思うのですが、一方、感じたことは、ずっと長い課題である、これから広げていくに当たっての費用削減ではない効果というか、評価の部分はどうしていくかというところが、振り返りの中でも、今後の展開の中でも、具体的な方向性があまりないので、あってもいいのではないかと思ったところです。

それに関連して、幾つかあるのですが、関連するものも、しないものもあるのですが。広域化とか分野横断型を進めていくという方向性に対してなのですが、私もウォーターPPPについて思うところがあるのですが、例えば宮城県の3つの取組などは、今までの増えている実績の中でも、かなり大がかりにといいますか、横断的で、すごく貴重な案件だと思うので、どういうことが起こったかをモニタリングして、フィードバックしていくことはすごく大事だなと思っています。

それから、水道、上下水もそうですが、老朽化の話が喫緊で、例えば料金を上げることも課題。

でも、水道カルテが公表されて、見ていると、老朽化は、料金を上げてあまり更新されていないというか、きれいに比例しているわけではないところがあって、それを現場に近い方にお聞きする機会があったのですが、人が足りない。

それは、昨今の人手不足だけではなくて、原則、市町村がひもづいているので、業者さんがなかなか広域に確保できないような、業界慣行による壁みたいなものがあるかと思います。業者さんも、先ほどもありましたが、ウォーターPPPでこれからどうなるかというところで非常に不安、あるいは制度設計に対する様子見のところがあるかと思うのです。

人手不足の話もありますし、そういった制度上の供給不足もあって、老朽化を更新できる量が本当に限られてしまうような現実もあるかと思いますので、広域化とかバンドリングに当たっては、業界の業者さん、民間企業さんにとっての視点でどういうリスクがあるのか、あるいはどういうメリットがあるのかということ制度設計とともに示していかなくはないのではないかと思います。こっちは制度のほうも走りながらになるので、大変なことかと思うのですが、そのように思った次第です。

あと、流域の水管理の話もありまして、こちらも制度的に走りながらだと思うのですが、先ほどのお話に出たように、現場では権利の設定や融通みたいなこと、協定とか、いろいろな取り組みをやっていくというのが一方ではあるかと思うので、そういうところを横展開できる形に拾っていくことが大事なのではないかと思いました。

あと、スモールコンセッションについてなのですが、文化施設が増えているところを見て、私も思ったのですが、ニーズがかなり多くて、特に点在する文化施設とか、あまり手入れがされていない公共施設の群的というか、一体として何とかしたいというようなものが多く出てきていると思うのです。

そのときに、観光と組み合わせるとか、いろいろと分野横断型の対応が必要になってきて、そこはどう調整すればいいのかというところの知恵というか、支援といったあたりは、引き続きすごく大事なのではないかと思います。きちんと文化財の機能を発揮しながら、

観光にも使って、収益施設にもするとかは、結構大変なことだと思うのです。そういった辺りの調整のニーズに応じていくような支援が必要なのではないかと思いました。

すみません。長くなってしまうのですが、デジタル化の話もすごく必要だなと思いました。

これは、評価にも関わるのですが、もう一つ、グリーンインフラに関わっていて、こちらにも官民連携で、国交省で当初から進めているものですが、効果とか評価をどうするのかというときに、それによって民間企業さんなり、自治体の社会的価値や収益とかが決まってくる場所があるので、その情報の部分がすごく大事になる。

そのときに問題になっているのが分野横断で、例えば環境面と商業面といったような形で、いろいろな効果が発揮される。

さらにいろいろと飛びますが、フェーズフリーもそうだと思うのです。日常時に発揮する便益と、非日常時に発揮される効果がそれぞれある。それが共存しているので、それを評価していくとか、可視化していくときに、データがすごく重要になる。

一方で、データがすごく発展してきていて、マップ上でいろいろなことが連携できたり、主観的なウェルビーイングみたいなものをデータとして取れるようになってきているので、データ上の素地がすごく整ってきていると思うのです。

そのときに難しいのが分野横断で、ある分野でやっていると、別の分野のデータは使いにくいというようなことがあるかと思うので、この場でやるべきことは、そういった評価とか効果の可視化に使えるようなデータのクリアリングハウスみたいなものを使えるようにしていくのはひとつあるのではないかと思います。

あと、最後から2つ目に、物価についてなのですが、日本の場合は、特に急激に物価が上昇していく。デフレからの脱却だったり、あるいは国際情勢の面もあるので、今の対応もきちんとされていると思うのですが、例えば価格をなるべく後ろ倒しで取るとか、されていると思うのですが、他国でやっているように、リスクをきちんと分担してできるように、法的な部分で後から追加補助ができるとか、基金みたいなもので少し補填するとか、そういった抜本的なものも、もしかしたらもうちょっと必要なのではないかと思いました。

でも、それも官民のリスクの分担がもう少しきちんと可視化できないと、公のほうで追加でお金を出すとか、その議論はなかなか難しいと思うので、ちょっと大きな話なのですが、そういう方向性ももしかしたらあるのかなと思います。

最後は、環境とかネーチャーの話で、こちらにも、企業にとっての何が収益なのかという話になったときに、ブランディングとか環境の面での貢献がメリットになると。社会のメリットにもなるし、自社のメリットにもなるというような流れができつつあるような感じもしますので、その辺りへの展開も、方向性として打ち出していくとか、支援をしていくことはあるのかなと思いました。そちらも、データ連携でかなり成果、効果が見えやすくなったりしていることはあるのかなと思いました。

すみません。大変長くなりました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

そうしますと、もうお一方。

では、望月委員、お願いいたします。

○望月専門委員 日本経済研究所の望月です。

今回、論点が多くあって、委員の方々もいろいろと御意見がある中で、私も、同じような考えもあれば、新たにお伝えしたいところがありますので、少々お時間をいただくかもしれません。

一つは、手続の効率化なのですが、実は、PFI/PPPも20年以上やっている中で、当初に比べると、大分効率化されてきているのではないかと個人的に思っています。

一方で、何か面倒くさいのではないかというような思い込みから、なかなかPPP/PFIに踏み込めない背景としては、手続が面倒というよりも、何のためにPPP/PFIをやるのかというところが非常に重要なのだということを改めて示していくべきなのかなと思っております。

今、委員の御意見にもありましたが、例えば上下水道のウオーターPPPみたいなものに対するPPPと、スモールコンセプションみたいな古民家を活用して、地域の資源を活用していくような形のPPPは、それぞれPPPの導入の背景、理由や目的が異なってくると思います。

地域の資源を活用してもう少し活性化していきたいというような部分でのPPP、それから、ウオーターPPPのように、老朽化している施設を何とかしていきたいところのPPP。大きく分けると、この2つがあるのかなと思いますので、自分たちがやりたいことは何なのか、課題に対して、どのようにPPPを活用していくのか、その検討にすごく時間がかかる。

そこが手間と言えば手間だし、そこが大変と言えば大変で、そこさえ決まってしまうと、あとはガイドラインとかも十分に充実していると思いますし、契約書のひな形も出ていますし、先行事例も数多くありますので、そういうものを参考にしながら進めていく。

あとは推進力の問題、リーダーシップの問題はあるかもしれませんが、進めていく部分での手続の簡略化みたいなものは大分進んできているので、導入の目的は何なのか、きちんと本当に初心に戻って、その重要性をきちんと示していくべきだと思います。

PPPがいろいろな分野に広がっていく中で、人手不足に対応したいのか、地域を活性化させたいのか、地元の企業にいろいろとやってもらいたいのか、あるいはデジタルで新しい技術を入れたいのか、どこが目的なのかが非常に重要だということを改めて認識していけるといいかと思っています。

2点目は、資料1に、小規模の自治体でなかなか導入されないという話がありました。

これは昔からの課題かなと思っていますし、当然、小規模な自治体は職員も少ないので、なかなか導入できない。

あるいはボリュームがないので、民間事業者側からしてもあまりメリットがないという

二重苦です。やりたくてもできないし、参画しようと思っても、そこにあまり魅力を感じられないという2つがあると思います。

ここに無理やり優先的検討規程を入れるのか、どうするのかというところにおいては、今打ち出されていらっしゃる広域化にもう少し視線を振り向ける。意図的に広域化のほうに振り向けるようなこともあるのかなと思います。

やり方については、先ほど高橋先生もおっしゃったように、民間企業がうまくその地域の事業を受けられるようにしていくようなやり方もあると思いますので、そのやり方自体はいろいろとあるという優先的検討規程を考えていく必要があるのかなと思っています。

具体的には数万人規模の事業体にしてみると、今の優先的検討規程の事業規模のめど10億円は非常に大きな規模になってしまいますので、そうすると、規程をそれで作っても、結局、運用しないというか、そこに当てはまる事業が出てなくなってしまう。そこは自治体の事業規模に合わせて、もう少し金額を低くするような規模を設定してもいいという形にするとか、規模はある意味無視して、本当に必要であれば、PPP/PFIを検討したほうがいいですよとか、それがましてや広域化につながるようであれば、したほうがいいですよというような流れに持っていくのもあるのではないかと思います。

そういう意味で、優先的検討規程を運用していないところもあるという話ですが、往々にして小規模のところが多いかと思いますので、そのような工夫もあり得ると思います。

あと、広域型と分野横断型については、今まで委員の皆様の御意見にもありましたように、私も基本的に同じ意見ですが、分野横断は非常に難しそうだなというのがあります。

それぞれの分野ごとの専門性、あるいは今までその分野を担ってきた地元の事業者さんだったり、地元の担い手さんがいる中で、無理やり分野横断をするのは大変かと思いました。その中でも、相互の親和性のある分野は何なのか、今回のウオーターPPPみたいに、上下水道、あるいは工水みたいな形で、親和性がありそうだなと思います。

これ自体とっても、実は上水道と下水道で随分違いますよみたいな話は結構あるので、難しそうかなとは思いますが、例えば観光と商業とか、そういう親和性がありそうな分野で、どう連携、分野横断できそうなのかというところから検討していくのもあるのではないかと思います。

一方、広域型は非常にニーズも高いと思いますし、やるべきと考えます。今後の人口減少を踏まえると、取り組まざるを得ないところかなと思います。

地方自治体も、特に中小、比較的財政規模の弱いところは広域化したいと思うのですが、一方で、自立できる自治体からしてみると、広域化はあまりメリットがない。

これは一般的によく言われる話なので、そこは広域化することのメリット、特に自立できている自治体にとっても、広域化することで、将来、立ち向かうべき人口減少に対応できるというところまで見せていく必要があると思いますので、そういったところもこれからの取組だと思っています。特にウオーターPPPなどは、広域型がどんどん視野に入ってくるものになってくると思いますので、ウオーターPPPなどをきっかけに取り組めるといいの

ではないかと思っています。

私も幾つかあって、申し訳ないのですが、デジタル化や新技術の導入は、非常に求められているところだと思うのですが、一方で、新しい技術を入れるとなったときに、その技術を導入すると、VFMはどう上がるのですか、というところはみんな分からないと思うのです。

新しい技術は、そもそもどういうものか、みたいなところから始まって、最終的に幾らかかるのかも、非常に事業者の提案次第になってきてしまう。そうなると公共調達の仕組みからして予定価格がつくれない、どんな提案が出てくるかも分からないのに、金額は決められず、VFMも産出できない、でも、新技術を入れたほうが何らかメリットはある、といった課題が出てくると思います。

ただ、金額が分からないと導入できませんでは、いつまでたっても新技術は入れられないと思いますので、提案を新しく受け入れる領域に関しては、違う評価なり、違う予算のつけ方なり、そういうものが必要になってくるのではないかと思います。

今までの仕組みの中では、柔軟に新しい提案を入れて、それに対して予算をつけるのは、大分難しそうだなと感じます。いいところ取りができれば一番いいのですが、事業者側としても、投資をして、新しい技術を入れていく中で、きちんと回収できないといけないところもありますので、ある程度の予算付けが求められてくるころと思っています。

最後に、資料の最後に、表彰の取り組みが幾つかあって、これは非常にいい取組だと思っていますし、こういうものがどんどん出てくるといいと思います。

こういう先行事例で、優れた事例が出てくると、皆さん大体聞きに行ったり、見に行ったり、講演で呼んだりということはありますが、表彰される自治体さんからしてみると、特にその担当者は、すごく負担がかかると思うのです。呼ばれて、行って、しゃべって、そのための資料を作ってなどとやると、何日かかかってしまいますので、その負担の部分は自治体任せでいいのかなと前々から思っています。

海外事例を聞きにいくと、レポートみたいなものがまず渡されて、これを事前に読んでこい、質問も事前に投げてこい、そうしないと、僕たちは答えませんよ、場合によってはお金を払ってくださいみたいなことを言われます。

日本の場合は、教えてあげるから、お金をくださいという話は、さすがにあまり見たことはないのですが、少なくともその労力に対しての対価はあってもいいのではないかと思います。

それは1対1でやるとなかなか大変なので、そういったところを例えば国のほうで何かしらの支援、あるいは人的なサポートとかがあると、もっといい事例がより広く広まる可能性があるのではないかと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、大橋部会長代理から御意見をいただきまして、その上で、事務局から御回答

いただきたいと思います。

○大橋部会長代理 ありがとうございます。

今回、論点ということで、資料2の2ページの1ポツの地方創生2.0の推進で、さらなる取組とか新たな取組が何かというところを論点として挙げていただいているので、主にそちらについて申し上げたいと思います。

その前提として、そもそもこれまでの取組、ウオーターPPP、あるいはその他公民の施設の話はいい取組で、今後広げていただければいいということで、こういうことは引き続きやっていただければいいと思いますが、他方で、新しい取組も多分必要なのではないかということなのですが、基本的に地域の活性化、あるいは地域の産業はどういうところにあるかという、別に公民館とかにあるわけではなくて、僕がぱっと思っただけでも、観光であれ、農業であれ、建設であれ、医療・介護もあります、そういうところは、通常、その地域でしか提供できないサービスだということなのだと思います。

その一部は、確かに民間で回っているように見えるのですが、実はそうでもない部分は恐らくあるのかなと思います。

先ほどオンラインで委員から観光の話が出ましたが、これは農業でもいいのですが、例えば農泊といった場合に、農泊でどういうところを使っていますかということ、学校、廃校とか、そういうところを使ったりしています。そうすると、農業と観光と施設の利用がつながるわけです。

恐らく、施設だけ見ていて、その施設は学校なので、どうやってより効率を高めようかと考える上で、ほかの分野から知恵を引っ張ってくることで、実は両方ともウィン・ウィンになる姿は恐らく示せるのだと思いますし、場合によると、施設だけで考えてしまうと、PPP/PFIが施設だということなのかもしれませんが、地域活性化と言うと、必ずしも施設だけではない。ただ、公的な関与が必要としている部分もあって、それが結果として、施設のよりよい使い方にもつながっていくという話があるのだと思うのです。

そういう知恵はどこにあるかということ、例えば観光だとDMOとか、そういうところとちゃんと接点を持つ必要があって、そうしたところから知恵を持ってこることも、多分、接点をつくる上ではあるのかなと思いますし、地域活性化で一つ重要なのは、人の流動だと思うのです。

そうすると、人の流動をどう考えていくのかということを考えていくと、大体自治体さんは自分の地域しか通常見ませんが、人の流動は広域で流れていくので、そういう意味でいうと、観光などは典型ですが、広域でどうやっていくのかという目線が立ちやすいところだと思うのです。

よって、幾つかシナリオとかを考えてみながら、これは地域を問わず同じような方法でやることはできなくて、それぞれの地域で強みは相当違ってくるのだと思いますが、そうした点を踏まえたうえでのPPPを通じた地域活性化はあるのかなと。

ここは必ずしもインフラにつながらないところかもしれませんが、農業でも今、一生懸

命に地域計画をつくっていますが、ああいうところも結構いろいろとつながりが必要とされているところがあって、地域の活性化で求められるけれども、今、沈んでしまっているところをどうやったら活性化できるか。施設から離れた目線になってしまいますが、そうした目線からいろいろなアイデアの種を拾ってくる、これまでと違う目線があってもいいのかなと思います。

この場で私は以前、廃棄物の話もさせていただきましたが、今、多分、静脈産業はすごく必要とされているのだと思いますが、そうしたものも、実は広域の回収、あるいは利活用が本当は議論としてあっていいはずです。

これはいろいろと聞くと、ハードルが高いという話があったりするのだと思いますが、他方で、今、多分、議論として湧き上がっているのは、靴についてとか、特定の商材でできないかみたいな取組が進んでいるのだと思います。

そうすると、焼却炉の話とか、いろいろと施設の話にもつながっていく話だと思いますが、これまでと違うような話を持ってきても、私はいいのではないかと思います。

これまでと違う目線で言うと、多分、今、データセンター的な話があって、ワットビット連携とかいって、基本的に太い送電線を引くよりは、地域の再エネを使うところへ、データセンターを持っていったほうがいいのではないかという話があるわけですが、データセンターへ持っていく先はどういうところかという、恐らく、自治体のプロパティーなのです。そうすると、そこも実はPPP/PFIと絡められないのかという話も、私はあっていいのではないかと思うのです。

そんな話は誰もしたことがないのだと思いますが、今、いろいろなところで産業立地政策とか、いろいろと議論している中で、種があるようなところは全くないのかなと私は思うなかで、そのようなところで目線を持っていただくのがいいのかなと思いました。

最後ですが、件数とか、専門家の派遣の数を伸ばすのは重要だと思うのですが、ある程度数がたまってきたときに、パフォーマンスはどうなのだというのは、次のステージとして考える話なのかなと思います。

本当は、量はKPIとしていい指標なのかという、必ずしもそうではないはずで、本当のことを言うと、質なのだと思うのです。

ただ、最初に量がないと質の話もできないので、取りあえず量を高めましょうという話は私も乗りますが、量が一定程度飽和した段階において、質はどうやって考えていったらいいのかという次のステージにそろそろ移ってきているのかなと、グラフを見て思った次第です。

以上です。

雑駁ですが、ありがとうございました。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、これまでの御意見について、事務局から御回答いただけるものについて、簡潔に御回答をお願いいたします。

○鈴木企画官 内閣府の鈴木です。

望月先生から、優先的検討規程の御意見をいただきまして、ありがとうございます。

その中で、論点は2つあったと思いますが、1点目は、広域型・分野横断型はどうやって検討するというか、そういう御指摘だったと思いますが、優先的検討の開始の時点で、しっかりと分野横断型とか広域型というのを念頭に置いて検討を進めることが大事かなと我々も思っていますので、内閣府としてどういう支援ができるかは、また御意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

もう一点、事業規模の話でございますが、これについては、内閣府のほうで優先的検討規程策定の手引をつくっていきまして、その中で、事業基準につきましては、解説といたしますか、書いてあります。

今、10億円とかと設定していますが、手引の中で「これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除されているものではありません」と明記したところでございます。

先ほどの資料1の15ページ辺りを見ていただきますと、10万人未満の市区町村でも、確かに4.7%となっているのですが、1,400の中で69団体と、結構つくっていきまして、我々も内閣府の優先的検討規程の運用支援ということで、伴走支援をやっていきまして、その中でも、小さな人口規模、何千人規模の自治体さんとかを支援させていただいたところですが、自治体の規模によって施設規模が決まってくるところがありますので、それに応じて事業費基準を下げて設定するところも結構出てきています。

こういうものは、毎年成果を公表していますので、そういったものも使って、こういう事例がありますよということで周知するとか考えていきたいと思っています。

2点目が表彰の関係ですね。

端的に言うと、現場見学に関する自治体の負担をどうやって軽減させるかということだと思いますが、我々としても、費用負担はなかなか難しいところですが、どうやったら事務負担を軽減できるかというか、まず、表彰された団体の状況を少し聞いたりして、どうことができるかということを考えていこうかなと思っています。

ここで10件表彰していますが、しっかりとこれらの普及展開を図るということで、現場を見ていただいて、意見交換をするのは非常に大事だと思いますので、これについては協力していただきたいと思っていますが、その辺の負担軽減はどういったところか、少し状況をつかみながら、我々としても何ができるか、考えていきたいと思っています。

3点目は、大橋先生から、最後に、専門家派遣のグラフを見ていただいて、かなり量が伸びているという状況での御指摘で、そのパフォーマンスということで御指摘がありましたので、その辺りも御意見を踏まえて、我々としても分析というか、状況を確認することから始めていきたいと思っています。

私からは以上です。

○原企画官 今後のアクションプランの改定に向けて、いろいろな観点から御意見をいただきましたので、特にスモコンとかは、各省とまたがる部分もございますので、今後、実

際にどこまでアクションプランに書いていけるかとか、いろいろと検討させていただきま  
す。いろいろと御示唆をありがとうございました。

○村中補佐 物価の部分について、朝日先生、オンラインで物価の観点を御指摘いただき  
まして、ありがとうございました。

リスク分担の在り方、急激な物価上昇で変えるときのリスクをどう分けるかという観点  
だったと思うのですが、現在でも例えばPFIの基本的な考え方では、通常の範囲内ではな  
い、予測不能な物価変動があったときのリスク分担の在り方は書いてございます。

また、地方公共団体でも、今までは地方公共団体のガイドラインにそういうことは特に  
書いていなかったのだけれども、昨今の物価変動を踏まえて、少なくとも内閣府の基本的  
な考え方にあるようなリスク分担の在り方については明記するようにしましたという団体  
もいらっしやいまして、そういう機運が高まっている部分もあると思うのですが、先生の  
御指摘は、おそらく、もうちょっと踏み込んだことを海外はされていますよという御指摘  
だと思いますので、公共工事、国交省との足並み、そういう部分もあるのかなとは思っ  
たのですが、引き続き、先生の御指導をいただければと思います。

ありがとうございます。

○笠尾PPP/PFI室長（大臣官房審議官） 大橋部会長代理がおっしゃった御指摘が非常に  
重要と思いました。

どうしてもPFIは施設から捉えてしまうところがあるのですが、そうではなくて、利用  
者や機能から捉えていく発想をしていけないと、PPP/PFIは進んでいかないのではないかと  
私も感じておりました、従来の施設型の発想からいかに脱却していくかというのをしっ  
かりと考えていかなければいけないと、大橋部会長代理からお話を伺って、改めて認識し  
たところであります。

そういった中で、産業立地政策などのお話もございましたが、実を言うと、愛知県の岡  
崎市が工業団地のPFIを始めまして、これが意外とほかの自治体からも注目されていまし  
て、工業団地でPFIはどうやってやるのだろうと思ったのですが、聞いてみると、意外と  
メリットはあるようです。

そういった従来の箱物を造ってどうという発想からちょっと外れたところからもいろ  
んなアイデアが出てくるのだと認識している次第でございまして、今、政府全体でもワッ  
トビット連携を進めていくという話を進めておりますので、そういった中で、PPP/PFIを  
どうやって絡めていくかということもちゃんと考えていかなければいけないと思っ  
ているところでございます。

この機会にいろいろと申し上げますと、山口副会長をはじめ、皆様からお伺いしたウオ  
ーターPPPなのですが、今、埼玉の事故の関係で、改めてウォーターPPPについても問われ  
ているところでございます。

私どもは国交省も同じなのですが、中長期的にちゃんと管理していかななくては  
いけないという中で、今後もウォーターPPPは進めていかななくては  
いけないという話であります。

その中で、部会長がおっしゃったように、確かに管路の問題は重大な問題であります。

そういったことに関しまして、国交省も、今度一斉点検をやると言っていましたので、そういったところも踏まえて、さらにこういったところなども進展していくでしょうし、いろいろと管路の点検とか、直す技術といても、国交省でいろいろと進めておりますので、さらにウォーターPPPも進展させていくことを行いながら、いずれにしろ、この取組はしっかりと進めていきたいと思っているところでございます。

あと、朝日先生からあって、答えていなかったのですが、費用削減ではない、多様な効果についてどうだ、そこがないではないかという話がありましたが、これは今、勉強中ではございまして、内部的にはしっかりと勉強しているところでございます。まだ成果を出すところまではいきませんが、やっているところでございます。

あと、流域総合水管理につきましても、国交省で今進めていますので、ちゃんと横展開できるように、情報収集を進めてまいりたいと思っています。

あと、望月先生からお話がありましたが、デジタルのところでもいろいろとお話をいただきました。そこはまさにおっしゃるとおりで、考えていかななくてはいけないなと思っています。

一方で、デジタル化、新技術に関しましては、陳腐化するといいましょうか、そういった問題もあるのかなど。新技術を入れてしまうと、PFIは20年間たちますと、20年後には陳腐化してしまっているわけで、結局、PFIと新技術とDXは本当になじむのかと、難波先生からもいろいろと御指導いただいておりますが、そういったところなども考えていかなければいけないと思っているところでございまして、いろいろと御指摘いただきましたので、しっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

そうしますと、引き続き、御意見をいただきたいと思えます。

全員から御意見をいただきたいと思えますので、難波委員、上田委員、浅川委員の順で御意見をいただきたいと思えます。

かなり時間が押していますので、発言の趣旨をできるだけ明確にさせていただいて、簡潔にお話しいただきたいと思えます。

では、難波委員からお願いいたします。

○難波委員 難波です。

私も5～6点あるので、できるだけ短くしたいと思います。

まず、膨大な資料をまとめていただいて、ありがとうございます。

資料1を拝見していて、まず思ったのは、未実施の自治体さんは、小規模になればなるほど多いところは、私の個人的な問題意識としては、底上げをしていこうという段階は過ぎていて、底上げでは限界に到達しているから、それ以上広まらないところなのだろうと思っています。

逆に言うと、何らかの形でノウハウを持った人たちが、ノウハウがないところを助けてあげる仕組みが必要なのだろうと、そう思った点でいうと、秋田県さんがつくられたONE・AQITAみたいに、発注者を支援していくための仕組みをPPP/PFIの中で考えていく。PPP/PFIをやったことがない人たちでもやれてしまう仕組みをつくっていくことが今後必要なのだろうと。

そこで、今、妄想していたのが、プラットフォームもそういう実体を持つ形につくり変えていくことができないのかというのが、一つの方向性としての今後かなと思っていて、協定プラットフォームも拝見すると、金融機関とかが入っているところもかなり多くあって、そういったところで官民のプラットフォームを実体のある形にして、プロジェクトをやりたい自治体さんの発注者支援をする形に衣替えしていくのも一つの手ではないかと。

先ほど来、持続性がないというお話があったのですが、実態として、自治体単位でやっているプラットフォームでタマがなくなったら活動しなくなるのは当たり前だと思うので、そうなる、それは都道府県が受けてあげるしかないというか、都道府県がプラットフォームをつくって、それを常設にしていく。自治体さんで、自分のところのタマがないところはやらないというのは、それはそれという感じかなと。

今、拝見すると、恐らく、都道府県でプラットフォームをやっているところは、大体25～26ぐらいしかないですね。県単位でやっているところが多分ないと思うので、それをもう少し進めていってあげないと、広域化を進めようと思ったりしたときにも、自治体プラットフォームは閉鎖してしまっているし、県にもプラットフォームがないとなると、持ち込み先がなくなってしまうのかなと思っています。

先ほど来、実体のあるプラットフォームという話をしているのですが、スコットランドとかの取組の中で、それは三セクをつくってPPPをやっているのですが、その中で、三セク側が持っている機能として「Joint service planning and delivery」という仕組みを持っていて、発注者からこういうことをやりたいのだけれどもという相談を受けたときに、近隣の自治体が同じようなことを考えていたら、一緒にやってしまいなさいよと逆提案する仕組みを持っていて、そういったことも必要なのかなと思いましたがというのが大きく1つ目、2つ目です。

3つ目は、物価上昇に関して、全体スライド等をガイドラインに明記していくのはそのとおりにかなと思っていて、一方で、強調していただきたいのが、PPP/PFIの事業は長い期間がかかるところは改めて強調していただく必要があって、通常の公共事業よりも長く時間がかかることが多いところで、最近も御相談を受けたところが、着工後の値上がりに関して、対応できないと。それが契約の中で見込まれていなかったという話があって、そういったところも、着工してから3年も工期があるのだったら、そこはちゃんと考えてあげないと、見込んでいるとは言えないよと、改めてそういった部分も強調していただければと思います。

長くてすみません。

4つ目として、効率化は確かに必要なのだろうと思う一方で、諸外国とかでも課題になるのは、ちゃんとした準備ができていないPPPは駄目な案件になるから、ちゃんと準備するために、必要な時間をかけるべき、なので、必要な手続、必要な準備はちゃんとやる必要があるのだろうというところです。

なので、何でもかんでも短くすればいいという議論ではなくて、例えば競争的対話は、問題のプロセスとして最近よく名前が挙がりますが、必要な対話と必要でない対話はやはりあって、必要な対話はやったほうがいいけれども、必要でない対話はやめまじょうと言えるようになるといういいなと思っています。

一方で、先ほど来、皆さんからお話が出ているのですが、今、恐らく、一番簡素化・効率化の需要があるのはウオーターPPPだと思います。

案件がめちゃくちゃ出てきているので、今、FSをやるやり手がない状態になっているというような話がちょくちょく上がっています。

ウオーターPPP、あるいは群マネみたいなものが進んでいくときに、検討の範囲としてはこういうことをやるべきだというようなこととか、どういうところは簡素化できる、Value for Moneyはどこで計算するみたいなどころを少し簡素化するようなプロセスが必要かなと思います。

そうでないと、結構変なウオーターPPP案件も出てきていて、マンホールポンプだけのウオーターPPPみたいな話も、工事業業者さんが自分たちの縄張りに大手企業が入ってきてほしくないからそれをやる、それを自治体側に話を持って行って、自治体も、では、それでみたいな話になっているようなものも聞いたりするので、先手を打って、需要が出てきているものに対しては対応していただく必要があると思います。

最後にしますが、今後の方向性というところで、まず、地方創生という話の中で、先ほど大橋先生からもお話があったところで、施設を建てるPPP/PFIではなくて、施設を減らすことも含めて、機能に着目したPPP/PFIも、もう少し打ち出していくべきだろうと思っています。

そういった中では、以前つくっていただいた非保有手法のマニュアルとか、事例集でしたか、覚えていませんが、非保有手法もあるよとか、分野横断があるよと。

そこに対して、併せて補助金とかの在り方とかも、施設ありきの補助金ではなくて、機能を提供するためだということをもう少し見ていくべきだろうと思っています。

地方創生の中で、PPPの話だと、最近、スモールコンセッションとかローカルPFIに若干フォーカスが当たり過ぎている感じがあって、先ほどのお話にもありましたが、自治体さんは、その地域にとって、不動産オーナーとしては最大の不動産オーナーであることが多いので、その価値をちゃんとつくっていくためのPPPだということを打ち出していただくのがいいかと思っています。

本当に最後にしますが、さらなるというところで、老朽化したインフラの話が出てきている中では、地域のインフラをまとめた形の維持管理、あるいはPFIとしての契約の在り

方が必要だなと思っています。

アメリカとかだと、自治体の中では、軍が造った道路であれ、州が造った道路であれ、自治体があれば、自治体が管理するとなっていて、あわせて、例えば道路と水道、下水道、あるいは信号といったものは全部自治体が管理するので、例えば緊急車両が通るのだったら、信号は緊急車両が通りやすいように信号をコントロールするとか、あるいはよく言われている下水道とかが傷んでいるところは、ポットホールが起こるから、そこに対しての対策を打つみたいなのを同じ区域内、同じ自治体の協会の中では、インフラをまとめて一つにして管理する。そこでデータも共有することが行われていく必要があるだろうと思っています。

でない、ベンダーロックインではありませんが、データに関しても縦割りで、それぞれのインフラにひもづいたデータの整備の仕方をしていってしまうと、結局、横の連携がないから、1つのデータがあっても、実はそのデータをほかの人はちゃんと見ていなかったということが起こってしまうのだろうと思っています。

すみません。長くなりました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、上田委員、お願いいたします。

○上田専門委員 DBJの上田です。

簡単に3点ほどお話しできればと思います。

1つ目が、地方創生2.0に関してなのですが、基本的な考え方で多様な地域、コミュニティの存在に触れられていますので、地域の個性、オリジナルの資源とか、その地域への愛着を生かしたアイデアを取り込んでいくことが必要なのかなと思います。

つまり、企画構想の段階から民間提案を取り込んでいくことがよいのかなと思ひまして、特に先ほど大橋先生からもありましたが、公共事業の考え方にとらわれずに、公共性の高い事業ということではなく、分野を問わず、積極的にPPP/PFIを活用していくという工夫が取り入れられたらと思っております。

その観点で、続いて2点目にもなるのですが、地域プラットフォームの運営に関しまして、制度とか先行事例に関する情報のインプットに加えまして、ファシリテーターとして、例えば地銀さんが積極的に関与しているプラットフォームが相対的に結果を出している印象もございまして、先ほどの地方のアイデアとか、地銀さんであれば、対話から案件の形成まで一気通貫で支援していただきやすいとも思いますし、地域企業の参画にも比較的つながりやすいかなと思いますので、そのような地銀さんの参加を積極的に促していくのもよいのではないかと思います。

最後に、多様な効果についてなのですが、従来の費用の削減という観点に加えて、ワイズスペンディングを促す観点からも、費用対効果ということで検討していただくとよいのかなと思っております、地域における企業の育成とか雇用の創出、資本や人材のイン

バウンドのような間接的な効果も、特にローカルPFIの推進においては、採用する意義として評価できるのかなと思います。

このような補完的な軸ということになるのですが、実際に地方公共団体の方々が取り入れていくに当たっては、ある程度明確なガイドラインというような形も必要なのかなと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、浅川委員、お願いいたします。

○浅川専門委員 浅川です。

私からは3点です。

1点目は、先ほど朝日先生からもお話があったかと思いますが、ウォーターPPPに関するいわゆるパフォーマンスの評価です。

まず、ウォーターPPPの先行する事例として、現在4件のコンセッションがあるわけですが、4件のいわゆるパフォーマンス、コスト削減が実際にどれだけ予定どおりになされていったのかとか、そのほかの多様な評価といった部分。

これは、国管理が中心だった空港などと違って、自治体がそれぞれにやられているので、それぞれの契約に合わせたモニタリング結果が公表されておりますが、国全体の統一した指標でもってそういったパフォーマンスを評価して、公表するといったようなことが、まさにウォーターPPPを全国展開しようとしているわけですから、必要なかなと思っております。

2点目は、具体的な取組の検討ということで、様々な手引などがあって、これはこれで非常に有用なことだと思うのですが、一方で、最近、ここ数年、国交省さんのほうで官民連携モデリングなどの事業を行われていて、これはいわゆる事業としてまだ実施段階には至っていないけれども、実証実験に近いような形で、様々なPPP/PFIを民間のシーズ、自治体のニーズを出し合うという形で、かなり案件も増えてきていると思います。

そういった実態の実例を基に、それを制度化していくような形で、PFIの具体的な取組を推進していくというアプローチもあり得るのかなと思っております。

これをアクションプランに書き込むかどうかは、また別の話ですが、私が見る限り、かなり有益な事例や、様々な業種の方の提案が出てきているので、これはぜひ生かしていただきたいと思っております。

3点目が、どのような分野を重点分野として追加すべきかというお話なのですが、ビジネスモデルとか、技術面などのいわゆる熟度がまだ十分に高まっていないものに関しては、いきなりアクションプランと重点分野に出すのはなかなか難しいかと思うので、その前段階にあるようなものを重点分野の候補として挙げて、それを重点分野へ格上げしていくために必要なものは何かといったところを洗い出して、そういった欠けている部分を埋めていくプロセスを開始する。そういうプロセスがあってもいいのかなと思っております。

具体的にどんなものが考えられるか、考えてみたのですが、一つは、デジタル化の文脈で、道路の附帯施設があるかと思っています。例えば信号とか道路照明といったものです。

例えば最近、自動運転のための路車協調システムを実現するために、例えば基地局や、センサーやカメラなどをそういったものに設置するものが、内閣府の実証実験などでも行われていると理解しております。そういったものを実装していくことになった場合に、例えば老朽化している信号や道路照明を建て替える際に、基地局なども搭載できるようにする。基地局は、コンセッションのような形で、例えば通信事業者から一定の収益を得て、混合型のような形にするとか、そんなやり方もあり得るのかなと。

ただ、これは調べてみたら、日本国内は信号灯だけで230万灯ぐらいあって、非常にたくさんあるので、実行するとなったら、相当用意周到に行わなければいけません。時間のかかる取組ではあると思いますが、いずれ取り組む必要があるかと思っています。

あと、先ほど笠屋室長からお話のありました技術の陳腐化の話です。

例えば道路附帯施設に基地局を載せるという話でいくと、基地局は陳腐化リスクがあります。5Gの時代があれば、6G、7Gという形でどんどんアップグレードされていくと思われませんが、それを載せるいわゆるポールというか、塔自体の耐用年数は長いので、こういったものは、インフラとしてPFIの仕組みに載せやすいのではないかと。

実際に海外のインフラファンドなどでも、投資をしているのは、基地局のような電波を発信するような設備ではなくて、それを載せるための通信塔であったりしますので、そういったことも考えられるかなと。

もう一つは、空飛ぶ車が実用化したところで、バーティポートなどは、空港や公共施設の近くに設置するものなので、実用化し出したら割と早いかなというところでは。

最後に、地方創生2.0の推進の文脈で、個人的に思っておりますのは、LABVの重要性が非常に高まってきているのではないかと思っています。

自治体においては、人口と資金が非常に苦しくなっている中で、どんどん余っていく資源は土地なわけですが、それを活用していくことは、非常に理にかなっておると思いますし、地方創生の様々な取組においても、具体的な場として、そういった公的不動産は非常に有効に活用できるものだと思います。実際にそれを活用した事例も、最近、かなり長い試行期間を経て出てきていますので、ぜひこれは優先度を高めて取り組んでいただければいいのではないかと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御意見について、事務局から御回答いただけるものについて、簡潔に御回答をお願いいたします。

○鈴木企画官 内閣府の鈴木です。

地域プラットフォームについて、難波先生と上田先生から御質問がありましたので、簡潔にお答えしたいと思います。

まず、難波先生からは、地域プラットフォームの形成と運営について、多岐にわたる御指摘がありました。

形成については、先生がおっしゃるとおりで、都道府県の関与が重要です。

市町村単位でつくっているところは、タマ切れもありますし、いろいろな点で、広域行政で都道府県が地域プラットフォームを仕切ることによって、人口規模の小さな自治体も参画できるということがありますので、我々としても、ここ1～2年の動きとしましては、地域プラットフォームが都道府県単位でないところについては、担当者だけではなくて、都道府県の副知事とか、組織を新しくつくる話なので、なかなか担当者では判断できないところがありますので、内閣府、国交省、PFI推進機構と一緒に協議させていただいています。

資料1の13ページにあるのですが、設置済みの青のところでも、市町村単位のプラットフォームはあるのですが、かなりのところで都道府県単位のプラットフォームをつくろうという方向になって、具体的な作業も進んでいますので、そういう形で市町村も参加できるようなプラットフォームの環境整備はかなり進んでいるのかなというところがあります。

それから、官民対話も、そういった環境ができつつありますので、しっかりと推進させていただいて、先生がおっしゃるように、もうちょっと深い関与といえますか、少し先になるかもしれませんが、そういった視点も少し持ちながら、また先生に御指導いただきながら考えていくのが現実的かなと考えています。

それから、上田先生からは、地域金融機関の地域プラットフォームへの関与がしっかりとあるところが成果が出ているのではないかという御視点でございまして、そういう側面もありまして、地銀が関与することによって、かなり成果を出しているところもございまして。

そういった事例も、先ほどの地域プラットフォームのマニュアルがありますが、ヒアリングしまして、地銀の関与が強い団体のうち、結構ルーチン的というか、仕組み的にうまく回っているところはありますので、そういった事例もしっかりと書いていますので、しっかりと情報発信して、周知して、地銀さんがしっかりと参画するといよいよ、参画すると成果が出ますよという内容について、我々も周知をしっかりとやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○村中補佐 ありがとうございます。

まず、難波先生に御指摘いただいた物価ですが、PFIは長いという特徴を書くようにということで、こうしてくださいということを書くだけではなくて、前提として、その背景をちゃんと御理解いただけるように書くことが、地方公共団体にとっても、議会に説明する上でもいいと思いますので、その辺りは内部でよく検討したいと思えます。

もう一つですが、上田先生に御指摘いただいた民間提案の話ですが、こちら後議で少し触れますが、地方創生を進める中でも、民間提案がよく生かせるのではないかと

うことで、これまで民間提案のマニュアルとかガイドラインは、方法を詳しく書いていましたが、そういう地方創生の観点についても内部でよく検討したいと思います。

ありがとうございます。

○原企画官 難波先生と浅川先生からいただいたウオーターPPPの関係につきまして、御指摘いただいたものは、国交省等と御相談しながら、検討できるところは検討していければと考えております。

地方創生の関係で、スモコンとかローカルPFIにフォーカスが当たり過ぎで、上田先生からいろいろな地域の個性を取り込むべきとご指摘いただいたので、実際に地方創生の部分でどういうことをやっていけるのか、検討していければと思います。

浅川先生からあった地方創生の関係で、LABVのお話があったと思うのですが、実際に山陽小野田市で昨年4月から開始しているものがありまして、そういったものを今後、横展開していければと考えていて、そういったものに向けたガイドラインや手引などを検討していければと考えているところでございます。

重点分野につきましては、いろいろと私たちが考えていないようなアイデアをいただきましたので、関係する省庁にそういったことができるかどうかとか、今後、相談していければと考えているところでございます。

インフラ関係で、群マネのお話が出てきたと思うのですが、今でも国交省の群マネはいろいろと検討されているところはございますので、そことも連携しながら、今後、広域化にどうつなげていけるか、考えていければと思っているところでございます。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、議事（１）と議事（２）に関する質疑はここまでにさせていただき、次の議題に移らせていただきたいと思います。

今日御発言いただいた内容以外に御意見や御質問がある方は、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、議事（３）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○村中補佐 ありがとうございます。

それでは、議題「（３）各種ガイドライン改正の方向性（案）」ということで御説明させていただきます。

ガイドラインについては、例年、アクションプランの改定と合わせて6月めどに改正をしているのですが、本日は、次回改正に向けて現在検討している内容について、ポイントのみで御説明させていただきます。

具体的な内容とか本文は、また次回に御相談させていただければと思っています。

よろしく願いいたします。

内容ですが、まず、PPP/PFIの推進に向けては、現行のアクションプランでも、民間事

業者が努力や創意工夫で適正な利益を得られる環境の構築の推進ということが掲げられています。

次回の改正では、この点についてのガイドラインの改正について検討しております。

論点としては2つで「①物価変動対応」「②民間提案の推進」になります。

では「物価変動対応」からなのですが、先ほどもいろいろと御指摘をいただいておりますが、現状のところ、今般のような急激な物価変動等に係る対応は、昨年の計画部会にもお諮りさせていただいております、昨年6月のガイドライン等の改正を行ったところでは。

また、昨年7月は、ガイドラインの改正内容に係る留意事項を示した事務連絡を発出したところですが、民間事業者などからの要望、地方公共団体の対応状況等を踏まえると、さらなる対応が必要と考えています。

2番の「改正の方向性」なのですが、具体的に、民間事業者からの要望の概要を申し上げますと、予定価格の適切な設定とか、物価変動に基づくサービス対価の改定、物価指数の適切な適用とかの3種のスライド、全体スライド、インフレスライド、単品スライド全ての適用ができるようにしてほしいとか、そういうあたりの御要望をいただいているところなのですが、昨年のガイドライン改正や事務連絡で対応している部分もありますが、さらにガイドライン改正を検討するものとして、以下、3点挙げさせていただいております。

1点目ですが、サービス対価改定の基準時点に関する管理者等と民間事業者との認識の齟齬を解消して、事業者が入札価格等に適切に物価変動を反映できるようにするために、サービス対価改定の基準時点をあらかじめ実施方針等に明示することを検討する。こちらは、事務連絡にも書かせていただいているのですが、重要な点ということで、ガイドラインにも記載できないかということで、今検討しております。

2点目は、物価指数の動きです。様々な物価指数が地方公共団体によって採用されていますが、市場価格の動きを必ずしも反映し切れていないというような御要望もありますので、例えば採用していた指数が改廃されたとか、いろいろな場合があると思いますが、採用する物価指数そのものの扱いに係る留意事項を記載することについて検討したいと思っております。

このほか、ガイドラインではなく標準契約になるのですが、公共工事の物価スライド条項とも書きぶりを合わせて、公共工事と同様のサービス対価改定を実現するために、全体スライドに係る記載、今は単品スライドおよびインフレスライドのみ記載があるので、全体スライドに係る記載についても追加したいと考えております。

次に「②民間提案の推進」についてです。

民間提案の推進は、現行のアクションプランでも記載があるところではあるのですが、民間事業者からは、公共側から提供されるデータが電子化されていたら、提案時にもっと精緻で効率的な検討ができるというようなお声とか、民間事業者が行った提案内容について、例えば公共側が選定しない事業者の提案内容の一部を無断で別の選定事業者を実施さ

せるなどするのではないかという懸念があって、それが払拭されれば、もう少し提案がしやすくなるのではないかという声もありまして、対応が必要だと考えております。

具体的には「改正の方向性」の1ポツですが、公共側から提供されるデータは、可能な限り電子化して提供することが、熟度を高める観点から望ましいですと書けないかということを検討する。

もう一つ、提案に係る情報を受領した場合には、提案した民間事業者の同意なしに外に出すことがないように、信頼を損なう行為をしないよう留意すべきということを書きたいと思っています。

この点は、今のガイドラインでも、知的財産の保護は書いてあるのですが、提案に対する取扱いそのものに対する懸念が民間と公共の信頼関係を崩してしまっていて、民間提案が進まない要因にもなるかもしれないことが分かるように書けないかということで検討したいと思っています。

以上となりますが、先ほどの物価変動のところで1点御説明が漏れてしまったのですが、物価変動の関係は、2月の事業推進部会でもお話しさせていただいたのですが、ガイドラインだけではなくて、今年度内の対応としても、民間事業者さんからの要望が高いこと、また、緊急性が高いような内容については、通達等の形式で発出するようなことも考えておりまして、今後、その内容も見ながら、それとの兼ね合いを考えながら、その後に行うガイドライン改正の内容も考えていくこととなります。

以上、2点でございますが、具体的な改正内容本文案については、最初に申し上げましたとおり、次回の計画部会でまた御相談させていただければと思っています。

以上です。

ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がある方は、挙手をお願いいたします。

時間が超過していますので、御質問、御意見がある場合には、簡潔をお願いいたします。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋専門委員 では、ごく手短かに、簡潔に、取りあえず1個だけ。

②の<2. ガイドライン改正の方向性>の「提案に関する情報を受領した場合」は「信頼を損なう行為を行わないよう」というよりは、やっつは駄目な話で、そう考えると、例えば募集要項とかに、そこはしませんがちゃんと書きなさいと約束するぐらいしてしかるべきではないかという気もするので、そういう感じで入れ込むべしということを考えてもいいのかなと思いました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

では、難波委員、お願いいたします。

○難波委員 難波です。1点だけ。

民間提案のほうなのですが、今回、ここに書かれてある趣旨とは別なのですが、ちょうど今日の午前中、ほかのところで相談を受けていて、民間の側にもちゃんと条件をイコールフットイングさせる提案をさせることをどこかに書いてほしいと。

提案をして、この提案をのんでくれたらこうしてあげるけれども、のんでくれなかったら別だという条件の提案みたいなもの話を今日の朝聞いていて、特にPFIでやろうかなという検討が進んでいる段でそういったものが出てきたときには、非常に不公平なものになりかねない。

民間の側は、自分が有利になるような提案を出してくると思うので、そういったところもぜひどこか、マニュアルなのか、ガイドラインかは分かりませんが、マニュアルなのか、検討していただければと思います。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

では、事務局から回答できるものについて、御回答をお願いいたします。

○村中補佐 ありがとうございます。

高橋先生からいただいたところですが、今は、お互いに何が知的財産になるかとか、どこの情報を扱わないといけないということを両者でよく話し合いたいという書き方にしているのですが、どこまで書けるかはよく検討したいと思います。

ありがとうございます。

難波先生から御指摘いただいたのは、インセンティブ付けというようなお話でしょうか。提案をしました、その提案を受け入れてくれれば民間側としてこういうことをするけれども、受け入れてくれなかったら全ての提案を引き上げるよと、そういうことでしょうか。

○難波委員 ほぼそういう感じだと思います。

○村中補佐 ありがとうございます。また先生にいろいろとお伺いさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○山口部会長 ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、議事（3）の質疑はここまでにさせていただければと思います。

今、御意見いただいたところですが、ほかに御意見、御質問がある方は、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、本日の議事、報告は以上といたします。

本日は、積極的に御議論を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○大塚参事官 皆様、本日は長時間にわたりまして、大変御熱心に御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、アクションプランの令和7年改定版の検討等を進めてまいりたいと思います。

今後のスケジュールとしましては、計画部会につきましては、4月下旬から5月、ゴールデンウィーク前後に、改定版の案について御審議いただきたいと考えてございます。

日程調整につきましては、既に始めさせていただいているところですので、また決まり次第、お知らせしたいと思います。

よろしくお願いたします。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。